

ひろぎん総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、ひろぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、自由満期定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、自動解約入金方式のものを除き、満期日に前回と同一の期間に自動的に継続します。

ただし、自動継続方式の期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年3月と9月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金への入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうち普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
- E 自由満期定期預金
その自由満期定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高が0円となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到着すべき時に到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人

の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 1. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. (即時支払)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。

① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立、その他これと類する倒産処理手続があったとき

② 相続の開始があったとき

③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6ヶ月を経過したとき

④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

1 3. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② 口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき

③ この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合

④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知する

ことによりこの預金口座を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行動
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、最終の預入れまたは払出から5年間利息決算以外の入出金がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金の新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前

弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することが出来るものとします。

18. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込・振替金等の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

19. (通帳による預金の払戻し)

通帳による普通預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

- (1) 原則として当行がキャッシュカード（ただし法人カードを除きます。）を発行している預金者に限り、当行の現金自動預入支払機（以下「当行ATM」という。）を使用してこの通帳により普通預金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱もできます。
- (2) 当行ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMに通帳を挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」という。）および金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 停電、故障等により当行ATMが停止しその取扱ができないときは前項の取扱はできません。
- (4) 暗証を変更するときは当行ATMを使用して暗証を変更してください。または当行所定の書面によって当行に届出てください。
- (5) この規定に定めのない事項は、ひろぎんカード規定により取扱います。

20. (当行の現金自動預入支払機による定期預金の預入)

- (1) 当行ATMにおいて、総合口座通帳内の定期預金の預入ができます。
- (2) 当行ATMで預入可能な定期預金の種類は、スーパー定期（預入期間1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年）または期日指定定期預金（預入期間3年）とします。
- (3) 1回の操作につき預入できる金額は、現金の場合100万円まで、キャッシュカードからの振替（普通預金・貯蓄預金）の場合は、当行所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの振替は、当行所定の金額の範囲内とします。
- (4) この規定の定めのない事項は、当行所定の各種預金規定により取扱います。

2 1. (当行の現金自動預入支払機による定期預金の解約)

- (1) 通帳と同一通帳内の普通預金または貯蓄預金のキャッシュカードを当行ATMに挿入し、暗証の入力により定期預金を解約することができます。
- (2) 当行ATMで解約することのできる定期預金は総合口座通帳内の定期預金に限ります。

なお、当行が解約することのできる定期預金の種類を別に定めたときは、その定めに従うものとします。また、期日指定定期預金を据置期間（1年）満了日から最長預入期限（3年）までの間に解約する場合には、期日指定定期預金規定にかかわらず、解約の1ヶ月前に満期日の指定があったものとして取扱います。
- (3) 解約できる定期預金の上限金額は、1件あたり元金100万円とし、100万円を超える場合にはお取扱いできません。また、1日の取扱限度額は、500万円とします。なお限度額は、予告なしに当行が変更できるものとし、変更した場合は、その定めに従うものとします。
- (4) 定期預金の解約は、お預り番号単位でご指定ください。なお、1回の操作につき1お預り番号のみのお支払いとし、元金の一部のお支払はできません。
- (5) 解約元利金については、元金と利息の合計額から利子税額を控除した差引支払額を当行ATMに挿入されたキャッシュカードの口座（普通預金）に入金します。
- (6) 次の場合は、本取扱はできません。
 - ① 通帳またはキャッシュカードの紛失もしくは盗難の届出がなされている場合
 - ② 相続の開始があった場合
 - ③ 破産、民事再生手続開始の申立があった場合、または取引対象の定期預金に（仮）差押がなされた場合
 - ④ 当行の債権の保全を必要とする相当の事由が生じた場合
 - ⑤ 満期日に自動継続が停止している場合
 - ⑥ 前各号のほか、解約にあたり特別な手続きを必要とする場合
- (7) 通帳とキャッシュカードが当行ATMに挿入され、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ解約に応じるものとします。
- (8) この規定に定めのない事項は、当行所定の各種預金規定、ひろぎんカード規定により取扱います。

2 2. (通帳・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された通帳が、当行が本人に交付した通帳であること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) 通帳は他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してく

ださい。通帳が偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに通帳による預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) 通帳の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

2 3. (当行の現金自動預入支払機による偽造通帳等による払戻し等)

当行ATMを使用した偽造または変造通帳による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、通帳および暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

2 4. (当行の現金自動預入支払機による盗難通帳による払戻し等)

(1) 通帳の盗難により、他人に当該通帳を不正使用され生じた当行ATMによる払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次

のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合

以 上